ID:　65

担当部署:　教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用の許可(変更許可を含む。)
例規名 根拠条項	村田町ゲートボール場設置管理及び運営に関する条例　第4条
例規番号	昭和57年条例第1号

【基準】

第4条、第5条及び暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例第3条の規定による。

(使用の許可)

第4条　村田町ゲートボール場を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2　前項の許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。

(使用の制限)

第5条　教育委員会は、村田町ゲートボール場の使用について次の各号に該当する場合は許可しない。

(1)　公の秩序又は風俗をみだすおそれがあると認めたとき。

(2)　使用目的又は施設の管理上不適当と認めたとき。

(使用等の制限)

第3条　公の施設の使用等をする者は、暴力団の利益となる使用等をしてはならない。

2　使用等許可権者は、公の施設の使用等の許可の申請があった場合において、当該申請に係る公の施設の使用等が前項の使用等に該当すると認めるときは、その許可をしてはならない。

3　使用等許可権者は、公の施設の使用等の許可をした場合において、当該許可に係る公の施設の使用等が第1項の使用等に該当することが明らかになったときは、当該許可を取り消し、又は当該許可に係る公の施設の使用等の停止を命ずるものとする。この場合において、当該使用等をする者に損害が生じることがあっても、使用等許可権者はその責めを負わないものとする。

標準処理期間	1日

備考

設定年月日	令和３年４月２日	**最終変更年月日**	年　　月　　日